

「北本市空き家等の適切な管理に関する条例」の主な内容

1 条例の目的

空き家等の適切な管理に関し、所有者等の責務、市の責務、市民の役割及び必要な事項を定めることにより、

- (1) 地域住民の生命、身体又は財産の保護
- (2) 良好な生活環境の保全
- (3) 安全で安心な地域社会の実現

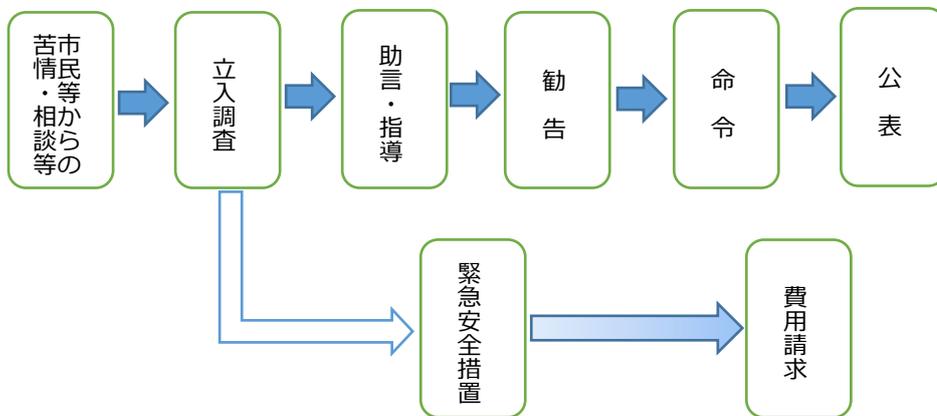
2 対象となる空き家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（その期間が1年に満たないものを含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）

3 管理不全な状態とは

- (1) 空き家等の建築資材等が飛散し、又は倒壊することにより、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態
- (2) 空き家等に植物が繁茂し、又は廃棄物が放置されることにより、防災上危険若しくは衛生上有害となるおそれのある状態

4 条例に基づく対応の流れ



5 緊急安全措置

市長は、道路、公園その他の公共的な場所において、空き家等に起因する危険が生じ、かつ所有者等が当該危険を回避する時間的余裕がない場合、必要最低限度の措置を講じることができる。

6 その他の規定

空き家条例では、このほか、所有者等の責務、市の責務、市民の役割、立入調査、情報の利用等、助言又は指導等、公表について規定されている。

7 施行期日

令和2年4月1日